

警察署協議会議事録

協議会名	令和8年第1回宮城県角田警察署協議会
開催日時	令和8年2月20日（金）午後1時30分から 午後2時35分まで
開催場所	宮城県角田警察署3階会議室
出席者等	1 協議会委員 山懸みや子会長、山川重一副会長、谷津清治委員、舩山光子委員 佐藤まさ子委員 2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、刑事課長、交通課長、警備課長 代理、生活安全課係長
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

議事概要	<p>第1 報告事項</p> <p>1 角田警察署の取組について（署長） 令和7年11月以降の角田警察署の取組について報告した。</p> <p>(1) ブラジリアン柔術講師による護身術セミナーの実施について (2) 年末・年始特別警戒取締り出動式について (3) 110番の日に伴うキャンペーン活動について (4) オーケストラで紡ぐ安全安心まちづくり作戦の実施について (5) 感謝状贈呈式の実施について</p> <p>2 管内の治安情勢について 刑事課長、交通課長、生活安全課係長から管内の犯罪発生状況、交通事故発生状況等について説明がなされた。</p> <p>3 令和8年上半期の速度取締り指針について 交通課長から角田警察署における重点エリアの設定等の説明がなされた。（委員からの質問なし）</p> <p>第2 協議事項</p> <p>1 提言・意見・要望等について</p> <p>○ 委員 藤尾駐在所北側交差点付近に路肩が崩れている箇所があり、側溝に落ちそうになった。 道路標識が消えている部分があるので、修理をお願いしたい。</p> <p>● 交通課長 路側帯の損壊箇所について、現場確認の上、道路管理者に連絡して対応を依頼した。 停止線と「止まれ」の道路標示が薄れていることについては、警察本部に報告し、線の引き直しを依頼した。</p> <p>○ 委員 金津小学校前の県道28号の大きな看板付近の白線が消えており危険を感じた。 白線の内側は歩道扱いになるか。</p> <p>● 交通課長 道路管理者に車道外側線の補修を依頼した。 また、車道外側線が引き直されても歩道扱いにはならず、路側帯という扱いになる。 歩道と路側帯の違いについて、「歩道」は縁石や柵などの工作物で区画された道路の部分とされており、対象の道路は物理的な区分けがされていない。 「路側帯」は歩行者の通行や車道の効用を保つための道路の部分で、自動車は路側帯を通行できないが、路側帯内に自動車を駐</p>
------	---

車は可能である。

ただし、路側帯に留まっている時、そこに車両が突っ込んできたら、重大な交通事故に発展するおそれがあるので、道路に留まることは危険を伴うということを認識して頂きたい。

○ 委員

総合体育館付近の柵が破損している。車道でない場所でなぜ柵が破損したのか知りたい。

● 交通課長

今年に入ってから発生した交通事故により柵が破損した。事故車両が縁石を乗り越えて路外逸脱する場合もあるので、歩道にいる時も周囲の交通状況に注意をして頂きたい。

○ 委員

国道113号の降雪時の交通危険箇所について
前回要望したが、高蔵寺入り口から白石方面にかけて両側の竹、樹木があり整備して欲しい。

以前施行をお願いしたが、少々手を加えられた程度にしか見えないので、完全に施行をしてほしい。

● 交通課長

現在実施されている国道113号沿いの伐木作業は道路管理者が発注した作業ではなく、大型の物品を搬送する予定のある民間事業者が施行した作業である。

道路管理者としては、事業者による作業が終了した後、支障木の状態を確認して作業の必要性を判断するとのことであった。

改めて警察から道路管理者に対して、対応を依頼する声が出ている旨を連絡した。

○ 委員

丸森町の大内地内から県道45号に入る際、夜は暗く危ない。
何か対策はできないか。

● 交通課長

県道を管理する大河原土木事務所と町道を管理する丸森町に対して、道路照明灯の設置要望として伝達した。

また、対象の交差点について、停止線と「止まれ」の道路標示が薄くなっていたので、警察本部に連絡をして、線の引き直しを依頼した。

○ 委員

国道349号の山側新ルートの開通に伴う交通状況の検証について
国道349号の丸森町大張地区から耕野地区間の山側新ルートの工事が完了し、1月31日に開通した。

この連結道路には旧道から交わる道路や町道の生活道路が交わる道路など、複数の複雑な交差点がある。

山側新ルートが開通すると、今まで狭く曲がりくねった国道349号を通ることを避けてきた大型車両や一般車両等の通行量が多くなることが予想される。

実際に開通後の新ルートと連結道路の交差点での安全性について

て検証が必要だと思う。

● 交通課長

対象の道路について、交通状況を注視する必要がある道路である。交通量が多くなるだけではなく、道路形状が良いため走行車両の速度が法定速度よりも速くなる可能性もある。

また、高齢化が進んでいるという地域性を踏まえると、新ルートとの交差点に進入してくる車両は高齢運転者が運転する車両が多くなるものと予測される。

そのため、道路が供用開始される前に、署員に対してこうした危険性を説明し、パトカーによる警戒、駐留活動や広報誌を通じた広報活動等の先制的な対策を図るように指示した。

道路の供用開始後に現地確認を実施した上で、

① トンネル内等に長い直線区間があり、漫然運転による対向はみ出しの交通事故が起こりかねないことから、センターラインを踏んだら音になるリブ式の物に変更すること

② 福島県寄りのトンネル出入り口に近い交差点が存在することから、注意喚起看板を増設すること

をそれぞれ検討するように道路管理者に申し入れをした。

引き続き、新ルートの交通状況を注視し、重大な交通事故が起きる前の先制的な対策と発生事象に即応したタイムリーな対策を講じていきたい。

○ 委員

坂津田交差点を直進すると丸森、右折すると角田に繋がる交差点に標識を立てることは可能か。

● 交通課長

対象の交差点を確認したところ、案内標識はなく、交差点手前に、角田市の3つの施設名の案内看板が立てられていた。

案内標識の設置の要否は道路管理者が判断するものだが、警察から道路管理者に依頼することについては慎重に検討する必要があると考える。

その理由としては、交通の流れの変化によって交通事故が発生する危険性があるため、案内看板をつけることで、地理に明るくない運転手や角田市中心部に用件がある方の運転する車両が、角田橋の西たもとの一時停止のある丁字路交差点に右折車両として滞留することが予想される。

丁字路交差点は交通量が多く、橋の欄干で見通しが悪くなっているため、交通が集中することで交通事故の発生が予想される。

信号機を新設して交通を制御するという考えもできるが、現在警察では「持続可能な交通規制」を目標として、必要性の低い信号機の見直しを進めており、そうした中で、信号が必要になるように交通の流れを変化させることは、推進している施策と相反することになってしまう。

こうした事情から、警察から道路管理者に対して案内看板の設

置を要望をすることについて、現状では消極に解する。

○ 委員

信号が赤で止まっても左右からの車両が通過しない場合がある。
そのような交差点の信号を感应式信号に変えることは可能か。

● 交通課長

感应式信号の設置については、交通量やセンサー、二輪車用の押しボタンの設置場所があるか等を調査の上、個別具体的に設置の可否を検討することになる。

先ほど話したように、「持続可能な交通規制」という考えで現在警察では交通規制の見直しを進めており、「感应式にする」ということは、「センサー設置側道路の交通がほぼない」ということで、信号機による交通の制御がそもそも必要ないのではないかという見方もできるようになり、信号機の撤去を検討する箇所として選定する可能性がでてくる。

感应式信号の設置検討にはこうした側面を有することをご理解頂き、それでも感应式信号の設置を要望される箇所があった場合、交通規制要望として対応させて頂く。

2 その他

次回の警察署協議会は、6月下旬の開催を予定している。